

午前10時50分再開

○議長（浅尾静二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案等の質疑を行います。質疑は、申し合わせにより、同一議題について1人3回までとなっております。御了承願います。

まず、報告の質疑を行います。

それでは、報告第19号専決処分の報告について（訴えの提起について）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、報告第20号専決処分の報告について（訴えの提起について）を議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって、報告の質疑を終了いたします。

次に、議案の質疑を行います。

それでは、第92号議案平成28年度朝倉市一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。質疑はありませんか。12番富田栄一議員。

○12番（富田栄一君） 12番です。補正予算書19ページ、農林商工部農業振興課の園芸振興対策費8億1,630万円について質問いたします。

これについては、朝倉農業高校跡地に進出するJAという一企業についての予算だと推察するんですがございますが、JAについては一企業であるということがこの朝倉市の議会においては執行部から説明があっていましたが、農業高校跡地については、朝倉市の農業の振興を図るための大きな位置づけがあります。全然そういうところの説明がありませんので、どういうふうなものができるのか、JAとしてですね。それに対して朝倉市は農業振興をどう考えて、どういうポジションにあるのかを質問いたします。

○議長（浅尾静二君） 農業振興課長。

○農業振興課長（末石豊伸君） ただいまの質問にお答えいたします。

補正予算の8億1,600万円の関係ですが、国の平成28年度の第2次補正予算で打ち出されました交付金、いわゆる産地パワーアップ事業を活用いたしまして、筑前あさくら農業協同組合が農業振興のために施設設備事業を実施するものでございます。

その事業実施主体といたしましては、筑前あさくら農業協同組合、そして、実施する場所といたしましては、朝倉農業高校跡地内のJAエリアを予定として計画をさせていただいているものです。

目的なんです、産地パワーアップ事業といたしましては、当然、高性能な機械施設の導入や集出荷施設等の再編、高収益作物への転換等の取り組みに対する支援の事業でござ

います。

今回、筑前あさくら農業協同組合が取り組む内容にいたしましては、集出荷貯蔵施設の整備をJAエリアのほうに行うもので、作業効率とか、集出荷のシステムを確立することで農業経営の安定化を図るというふうに聞き及んでおります。以上です。

○議長（浅尾静二君） 12番富田栄一議員。

○12番（富田栄一君） 申しわけないですが、専門的な言葉がよくわからないので、集出荷ということは、具体的にどういう施設ができるのかということと、それは、農家の方々に対して、また、朝倉市の農業政策に対してどういう位置づけというか、どういうふうな活性化事業になるのかというのを教えていただきたいというふうに。

農業高校跡地については、朝倉市の財産を今度売却するというこの議案も出てますが、同じように、またその場所で、そういう政策としてこの予算が出ているわけですので、議会に対して何も今まで説明がなかったのも、私たちも市民に対して何も説明ができない状況ですから、わかりやすくもっと教えていただきたいと思えます。

○議長（浅尾静二君） 農業振興課長。

○農業振興課長（末石豊伸君） 基本的には、どういう具体的なものといえますと、今回実施計画をJAが示されたものの中身を言います。

選果場の部分を特に果樹関係、丸物の果樹関係を集約した選果場、総合選果場ということで聞き及んでおります。

そして、その部分の事業の目的は、先ほども申しましたように、本事業の実施により、施設の再編合理化による施設運営のコストの削減を図ること。また、高性能機械の導入による選果ロスの低減と高品質の向上、品物の向上を図るというふうに聞いております。以上です。

○議長（浅尾静二君） 12番富田栄一議員。

○12番（富田栄一君） では、その選果場ができて、周りに市場的なものができるかどうか。例えば、体育館の設備もありますから、それと相乗効果をどうしていくかというのは、本当にこの朝倉市としての公的な役割だと思っておりますので、そこについては、JAはどんなふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 答弁は、農業振興課長。

○農業振興課長（末石豊伸君） これにつきましては、当然、私、農業振興課のほうでございます。そして今まずはお金の流れから言いますが、産地パワーアップ事業は50%以内の交付金でございまして、国からその50%部分を今回補正予算として計上させていただいて、その実施に伴うものとして支出を予定しているということでございます。

そして、計画、整備計画の中でいきますと、JAのほうから私どもが聞いているのは、市民のよりどころとなるということと、交流ということも当然農業の中でJAエリアでも将来的に考えているということは聞き及んでいます。

今回、その中の一つとして、第一段は、私どもが実施計画を受けて、これの部分についての支援交付金を活用するというところで実施をしているところです。

○議長（浅尾静二君） 総務部長。

○総務部長（鶴田 浩君） 朝農跡地につきましては、農業の拠点と言うような位置づけもあります。JAの計画を聞いたところによりますと、選果場の統廃合といいますか、一ところに集めるというようなことをございます。そういう意味で、丸物というようなことを言っておりましたけれども、市内の農業の、これは果樹関係になると思いますけれども、一大拠点と言うようなことになろうと思っております。

そういう施設ができるということになりますと、関係の例えば出荷をするとか、それから、そこでの交流といいますか、そこで売ったりするとかということで、新たな相乗効果も生まれてくるのではなかろうかというようなことも考えられます。

そういった意味で朝農跡地を農業の大きな拠点とするというふうな意味には合致しているというふうに考えているところでございます。

○議長（浅尾静二君） ほかに。16番実藤輝夫議員。

○16番（実藤輝夫君） 13ページの国庫支出金のほうですが、せっかくですので、ちょっと参考にお聞きしたいと思います。

これは臨時になって、福祉給付金給付事業費って書いてありますんで、臨時と事業費というのがちょっと気になりましたんで、しかも両方で1億8,300万円というふうになっています。この中身についてお知らせをいただきたい。

○議長（浅尾静二君） 福祉事務所所長。

○福祉事務所所長（田中一孝君） この給付金につきましては、ことしも給付しておりますけど、臨時福祉給付金、これの補正分でございます。これにつきましては、消費税引き上げ8%が10%に引き上げられるのが2年半延期されたことも踏まえまして、国の経済対策の一環として社会全体の所得の底上げに寄与するために平成29年4月から平成31年9月までの2年半分の給付金を一括して支給するものでございます。これにつきましては、給付対象者1人当たり1万5,000円というものでございます。

補正予算の中身につきましては、具体的には事務補佐賃金、消耗品等の事務的経費の1,063万3,000円と1人1万5,000円給付いたします給付費1万1,500人分の1億7,250万円の合計の1億8,313万3,000円でございます。これにつきましては、全額国の補助でございます。以上でございます。

○議長（浅尾静二君） ほかに。なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第93号議案平成28年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第94号議案平成28年度朝倉市工業用水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第95号議案平成28年度朝倉市水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第96号議案朝倉市事務分掌条例等の一部を改正する等の条例の制定についてを議題といたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第97号議案朝倉市個人情報保護条例及び朝倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第98号議案朝倉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第99号議案朝倉市議会議員の議員報酬等に関する条例及び朝倉市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑ありませんか。15番手嶋栄治議員。

○15番（手嶋栄治君） はっきりわからない点を、1条、2条はちょっといろいろ数字が変わっておりますね。そこ辺の説明をお願いいたします。

○議長（浅尾静二君） 人事秘書課長。

○人事秘書課長（秋穂光子君） 済みません。1条では、100分の50を100分の150に、28年度分を変える部分です。失礼しました。12月支給の100分の165を100分の175に変更するものでございます。（発言する者あり）

○議長（浅尾静二君） 総務部長。

○総務部長（鶴田 浩君） 1条、2条の関係でございます。

まず1条につきましては、これは議会議員の報酬等に関する条例でございますけれども、平成28年度中に、ここにありますように、165、175となりますので0.1月、28年度中に改

めると。0.1カ月分プラスするというような実質的な意味になります。

第2条につきましては、その意味は0.5ずつが2つに分かれておりますけれども、これは6月と12月に分かれておりますが、29年度以降につきましては0.5ずつに分かれるということでございます。

28年度は0.1月を（発言する者あり）、ここの条例の議員の報酬の趣旨は0.1カ月分の期末手当の増額でございますが、第1条では28年度分の改正につきましては1年分を12月に1回きりで上げます。

29年度になりますと、1回上げておりましたけれども、それを見直しまして、29年度は6月に0.05、12月に0.05というように2つに分かれますということです。

ですから、28年度の分と29年度の分が第1条、第2条で分かれて規定されているということでございます。わかりますかね。

○議長（浅尾静二君） 副市長。

○副市長（堀内善文君） 今回の分は、本来ならば職員と同じように期末手当の率を0.1上げるわけでございますが、期末手当は6月と12月の2回に分けて出します。今回28年度は、もう6月が終わっておりますので、6月分を今からさかのぼるということはやりませんで、12月分に0.1上げましょうと。通常年になりますと、6月に0.05上げて、12月に0.05上げるという形を通常ベースにやりますということの変則的なもので、1条では28年度に限っては12月分を0.1上げますというのがこの上積みの方でございます。29年以降は本来の姿に戻すために一度上げた12月分を0.1上げた分を0.05下げるといふことと、6月分を0.05プラスするといふことを、2つそれを条立てで書いたものでございます。そういう改正の仕方をしたところでございます。

○議長（浅尾静二君） ほかに。16番実藤輝夫議員。

○16番（実藤輝夫君） 関連ですが、まず、これについては私たちもありがたいなと思うんですけど、どういう理由で、職員の手当が上がるということで連動して議員も上がる。その趣旨が、まずきちっと説明しないと、ああ上がりますよ、はい、賛成ですよとは言われんでっしょう、ですよ。だから、議員の審議としては、なぜありがたいけれども、上がる理由をまず、どういう理由でこれが上がるのかという、値上げできるのか。

2番目は、今ちょっと私もまだ理解できないんだけど、これが28年度とか29年度と言われてるんですけども、それっきりで終わるのか。こういう改正がその後も続いているのか。たまたま今度28年度と29年度でこういうふうになったけども、その30年以降もこういう形でやっていくということになるのか。

それから、ちょっとわかんないんだけど、同じことになるのかな。6月の手当で上げて、そして、12月のもまた下げると。結局は一緒。そうすると、6月のほうを上げる理由があって、12月を変更すると、同じことです、中身はね。のように気がするわけ。全然これよくわかんないんで、だから、そういった趣旨からと、ここの理由を、これ見れば数字は、

課長もそうだけど、総務部長、それはわかりますよ。なぜこうなるかというのがよくわからないということで、審議の対象はそこでしょう。

○議長（浅尾静二君） 総務部長。

○総務部長（鶴田 浩君） 特別職、議員の期末手当の改定につきましては、国の指定職に準ずるという形で3月の議会の中でも議論していただいたところでございますが、この国の指定職につきましては、国が指定の率を定めているところでございます。国におきましては、ことしの人事院勧告の中に一般職とか指定職とか、そういう期末手当率、勤勉手当率も含めまして改定しますというような人事院勧告が出ました。その中に指定職の率につきましても改定をすると、0.1カ月増をすると。

この指定職というのは、どういうことかと言いますと、国におきます役職といいますか、特別職のような位置づけをしておりますものですから、市町村、自治体におきましても、こういう役職の手当率に準じたほうがよいと、適当であるというような国の通知もございました。

それを受けまして、3月の議会でも議論していただいたところでございますが、市の特別職、市長、副市長、教育長の特別職と、それから、議員につきましては、国の適当であるという考え方、指定職に準じたほうが適当であるという考え方にあわせていきたいと思いますということになりました。

人事院勧告、国がこうしたほうがよいということを指定職についても示しましたので、この国の考え方に準ずるかどうか。県内の市の状況等も鑑みました。そうしますと、もう多くの件数でいきますと、県には政令市を除く26市あるわけでございますけれども、うち20団体がこの0.1の増につきましては増をするというような近隣の状況もございます。

それから、この基準を設けましたものですから、基準といいますのは、指定職に準ずるということに設けました。そういう考え方で進めておりますので、国の人事院勧告が行われたということについて、そのまま準拠したということでございます。

それから、特別職と議員の関係、これは1本の条例で定めておりますけれども、特別職と議会議員につきましては、先ほど言いました県内の状況を見ましても、三役と議員については、もう連動しておるという状況でございます。

特に、福岡県に至りましては、議会議員の期末手当は、特別職、知事等なんですけれども、知事等の例によるということで、もう条例が定めているというような状況もございません。そういう状況でございますので、私どもとすれば、こういう条例を提案したということでございます。

今後でございますけれども、先ほどの説明の中で2条の関係になりますけれども、29年度以降は、通常といいますか、この状態でいくというようなことを申しました。その後の形なんですけれども、私どもといたしましては、国の指定職にかかわる人事院勧告、その勧告の内容を準拠していきたいというふうに思っております。といいますと、例えば、景

気の状況によりまして下がることもある、上がることもあるということでございます。そういう状況の中で提案をいたしておるところでございます。（発言する者あり）

6月に上がって、12月に下がるというような形になりますけれども、これも国と全く同じようなやり方を進めておるわけでございますけれども、28年度につきましては、28年度中の期末手当については6月が終わったんで、もう12月に一遍にするわけですが、そうなりますと、恒常的な部分、例年行われる部分につきましては、12月分は28年度を見ますと0.1カ月分高い形になっておりますが、29年度以降、例年の分でいきますと、国の考え方でいきますと、期末手当は6月、12月にありますから、それを均等に分けたほうが良いという考え方のようでございます。ですから、29年度以降につきましては、28年度0.1を一度にしましたけれども、それを振り分けたという形になります。振り分ける形にしますと、6月は0.05カ月上げることになります、12月につきましては、28年度に0.1上げておりましたものですから、0.05下げるといような手続が必要になってまいります。そういう関係で6月、12月の関係はことしの部分と来年度部分が変わってくると——来年以降ですね。来年以降が変わってきたという形になっております。

○議長（浅尾静二君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第100号議案朝倉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第101号議案朝倉市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第102号議案朝倉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第103号議案朝倉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第104号議案朝倉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運

営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(浅尾静二君) なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第105号議案朝倉市個別排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑ありませんか。12番富田栄一議員。

○12番(富田栄一君) 12番です。この条例については、市民に対して御迷惑かけた分のことによって変わったことだと思うんですが、備考欄に消費税込みの金額1,080円というのが書いてあります。これについては、消費税が変わることによって、また、この金額が変わると、条例の改正が出るということでしょうか。

○議長(浅尾静二君) 下水道課長。

○下水道課長(岩下英俊君) 今の質問ですけれども、基本的に消費税が変わる場合は、変えるというのが原則になっておりますので、現在は8%ですけれども、将来10%になれば10%に改めた金額を記入するという形になります。以上です。

○議長(浅尾静二君) 12番富田栄一議員。

○12番(富田栄一君) 2つ。実は、この前のときも火葬場の使用料についても問題がありました。あのときも申しましたけど、消費税改正が10%というのが目の前に見えてきますので、一覧表とかは全ての条例を、一覧表というのは、担当課ではなくてつくってる市として市民に迷惑かけないようにつくってるのかというのが1点と、もう1点は、前々から申してましたが、消費税込みとするという条文と、そして、別表のとおりとするというふうな条文に変えて、別表については条例改正にかからないというようなことも考えられるのではないかなと思って提案してまいりましたが、そこら辺についての協議はなされましたでしょうか。

○議長(浅尾静二君) 総務部長。

○総務部長(鶴田 浩君) 消費税に関する一覧表ですね。ほかの施設との関係とかの一覧表でございますけれども、5%から8%のときに全ての条例、そのときは何もありませんでしたので、全ての条例を点検するというような形を全庁的に行いました。そのときに、どの条例とどの条例が該当する。そして、これ手数料、使用料についても、これは消費税に該当しないということが、その時点でわかりましたので、今回、例えば8から10に上がるとしました折には、その一覧表ではございませんけれども、その条例のどれとどれというふうなのは、もう認識しております。一覧表という形ではございませんけれども、前回の分を参考にして進めていくというような作業になっていこうというふうに思っております。一覧表については、そういうところです。

検討につきましては、今回の下水道、個別排水浄化槽の関係の条例につきましても、条



文の中にありましたのを別に持ってくるというようなことを全体で検討して、その方式がいいというふうなことにしました。

また、ほかの条例につきましても、同じような形でから条例改正ができるようにというふうなことは考えておりますので、ほかの条例につきまして同じような案件があった場合には、同じような改正になろうかというふうに思っております。

ですから、今回の事態を受けまして、全庁的に点検をいたしましたので、その点検を今後に生かしていきたいというふうに思っております。

○議長（浅尾静二君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第106号議案朝倉市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第107号議案朝倉市下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題といたします。質疑ありませんか。12番富田栄一議員。

○12番（富田栄一君） 12番です。下水道を企業会計にするというような条例だと解釈しております。ということは、黒字化を目指すということなのですけれども、朝倉市の下水道事業、まだまだ終わってなくて、平成37年が完成予定だというふうに聞いてるところであります。

早くに完成することによって下水道会計も黒字化が早くに目指せるということが明確になると思いますし、また、市民サービスにおいても、下水道というのは直接かかわってくることなので、事業を早くするということが必要ではないかなということで、市民にもいい、市に対してもよろしいということで、この企業会計に踏み切るということで下水道事業について早期に完成させるという思いがありますでしょうか。考えをお尋ねします。

○議長（浅尾静二君） 下水道課長。

○下水道課長（岩下英俊君） 今、現在、下水道課で示しております汚水処理構想に基づきまして、平成30年目標に10年完成ということで早期完成を目指して現在粛々と事業を進めているところでございます。

現在の下水道課の職員体制、あるいは国の交付金をいただいてやるわけでございます。あるいは、起債枠ですね。公的起債をいただいて事業を進めていくわけですが、現在の体制で大体年間三十数ヘクタールずつの面整備を進めているところでございます。

結論から申しますと、最終的に約300ヘクタールほどの未整備が残っておるものを10年でやろうとしているわけですが、最大限早くやろうとしての計画でございます。これ以上早くやればいいんですけども、財源の問題あるいは職員体制の問題、あるいは、

現地におきましては地元説明会なり、事前の説明、それから、工事の説明、それから、供用開始の説明等、そういうことを丁寧にやりながらやっております。あるいは交通規制の問題等もございますので、10年でできるだけ終わらせたいというような気持ちでやっておりますので、そこら辺の御理解をいただければと思っております。

もう1点、黒字化というお話をいただきましたけれども、今から公営企業に移行してわけですけれども、基本的に皆様御存じのように、下水道につきましては、一般会計からの繰入金という形でバランスしているというのが現状でございます。

本来は、補助金的な繰り入れはもらわずに自己運営するのが原則かもしれませんが、こういう郡部で下水道をやるということは、一般会計の補助金的な繰り入れなしにはやっていけないというのが現状でございます。

もちろん基準内繰り入れとして、総務省のほうから分流式の下水道を採用していることによる高資本、あるいは郡部で行いますので、どうしても資本投下が高資本になるということで、いろいろな財政措置はいただいておりますけれども、一般論で言う黒字か赤字かっていうのはございますけれども、一般会計にできるだけ迷惑をかけないように、下水道の経営の中で、歳出をできるだけ抑え、あるいは歳入をできるだけ多くするという努力を進めていくというのが、基本的には企業会計に移行する目的と思っております。

いわゆる本来の会計をオープンにすることによって、見える化をすることによってどれだけ一般会計に迷惑をかけないかということが原則でございます。

単体で下水道事業をやって、収入から支出を差し引いて黒になるということはありません、現実的に、郡部で下水道をやる場合には、そういうことで企業会計になるということは、経営を明確にして、一般会計にどれだけ迷惑かけないようにするかということに努力するというのが基本的な考えでございますので御理解をいただきたいと思えます。

○議長（浅尾静二君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第108号議案第1次朝倉市総合計画基本構想及び第1次朝倉市総合計画後期基本計画の変更についてを議題といたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第109号議案財産の処分についてを議題といたします。質疑ありませんか。9番 稲富一實議員。

○9番（稲富一實君） 今回財産の処分ということで議案に上がっておりますが、不動産の鑑定評価額はどのようになっておるのか、お尋ねいたします。

○議長（浅尾静二君） 庁舎・十文字公園整備室長。

○庁舎・十文字公園整備室長（井上 浩君） 今回の不動産鑑定につきましては、契約対

象物件につきましては、鑑定評価額といたしましては、基本協定で結びました全体の2万998.31平米に対しまして、土地価格1億2,900万円の鑑定が出ているところでございます。

その鑑定に対しまして、今回、契約を結んでおりますのが、2万998.31平米のうち96.8%の面積を契約いたしております、2万335.02平米につきまして、この面積地内にあります物件の取り壊し費用相当額1,200万円を控除しました9,964万8,360円を契約額としているところでございます。9,964万8,360円から控除額1,020万円を控除しまして8,944万8,360円の鑑定額が出ているところでございます。

○議長（浅尾静二君） 総務部長。

○総務部長（鶴田 浩君） 先ほど1億2,900万円という数字を申しましたけれども、それは、全体の土地評価を言っているわけでございますけれども、正しい数字は「1億2,900万円」ではございませんで、「1億290万円」でございます。数字の訂正をいたします。

○議長（浅尾静二君） 9番稲富一實議員。

○9番（稲富一實君） その場合、鑑定評価額、平米当たりでの換算で説明をお願いしたいと思っております。わかりやすくするために平米当たり単価でお願いしたいと思います。県有地の購入は5万8,820平米で1億8,650万円で購入されて、平米当たり単価にしますと3,170円となるわけでございます。

そして、今回の財産処分は2万335.02平米で8,944万8,360円となるわけでございますので、平米単価で4,398円となる状況下でもございます。不動産鑑定の平米当たり単価と今回譲渡される単価の差、それが現有物、現存されておる建物あるいは樹木等、あるいは不陸整正等々の金であろうと思っておりますが、平米当たりの差し引き単価のみ説明をお願いしたいと思います。

○議長（浅尾静二君） 庁舎・十文字公園整備室長。

○庁舎・十文字公園整備室長（井上 浩君） 今、議員が申されましたとおり、平米単価では、総面積に対しての平米単価は平米4,900円になります。その中から売買用地の上に建物等取り壊し予定の対象物がございまして、それを差し引いた場合は4,398円の平米単価になるところでございます。以上です。

○議長（浅尾静二君） 9番稲富一實議員。

○9番（稲富一實君） 最終的には、平米単価502円の差額が出るわけでございますが、再度確認でございますが、これが現物処理の対応策の金ということで理解しとっていいですね。再度質問申し上げます。

○議長（浅尾静二君） 庁舎・十文字公園整備室長。

○庁舎・十文字公園整備室長（井上 浩君） 取り壊し物件につきましては、対象物といたしまして、屋内相撲場や屋外相撲場の上屋、薬剤倉庫上屋等ございます。この土地に付随しております建物につきましては、JAとの売買協議の中で現状のまま売却するという

ことで協議を条件を整理しまして、その対象物件の除却費1,020万円について除却予定で、減額する形で、この不動産価格を算定しているところでございます。以上です。

○議長（浅尾静二君） 総務部長。

○総務部長（鶴田 浩君） 全体はそうなんですけど、502円という数字をおっしゃられましたので、正確に申しますと、先ほどの取り壊し賃と、先ほどの全体の中の今回売却する分は3.16%ぐらいまだ売らないで残している部分が残っております。その分を差し引いた分が502円となります。そういうこととなります。

○議長（浅尾静二君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第110号議案財産の取得についてを議題といたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第111号議案市道路線の認定についてを議題といたします。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第112号議案指定管理者の指定について（あまぎ水の文化村）を議題といたします。質疑ありませんか。11番大庭きみ子議員。

○11番（大庭きみ子君） この水の文化村について、指定管理についての疑問はないんですが、この県との協議がなされているということだと思います。前向きに捉えていただいておりますが、この県との協議の内容ですね。どういうことが内容になって話を協議されているのか、そのあたりをお尋ねします。

○議長（浅尾静二君） 11番議員、議案との直接の関係はないということで、この中では、質疑の対象にはならないので御理解いただきたいと思います。ほかに。11番大庭きみ子議員。

○11番（大庭きみ子君） 県との協議がなされて、それから、水の文化村に委託をして管理をされると思うんで、そのあたりの流れがどういうふうにならぬんですか、質疑ができないんでしょうか。そのあたりがちょっとわかりませんが。

○議長（浅尾静二君） 暫時休憩いたします。

午前11時38分休憩

午前11時38分再開

○議長（浅尾静二君） 再開いたします。

副市長。

○副市長（堀内善文君） 県との協議のことでお尋ねですけど、今回の指定管理は、まず

水の文化村は、アクアカルチャーゾーンですね。県の施設のところとグリーンスポーツゾーンの2つありまして、（発言する者あり）水のふれあいゾーンもあります。今回は朝倉市が管理しているところがございますので、アクアカルチャーゾーンは入っておりません。指定管理の対象には入っていないということです。

ですから、御質問のところは、朝倉市が今度は指定管理じゃないところの御質問でグリーンスポーツゾーンと水のふれあいゾーンの県が管理してないところの分の指定管理ですから、関係ないということでこうした説明したところでございます。

○議長（浅尾静二君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第113号議案指定管理者の指定について（福田学童保育所）を議題といたします。質疑ありませんか。3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） 今、朝倉市の学童保育所は、その2カ所を除いて、ほとんど指定管理制度をとっておりますが、わんぱくクラブのように組織化されて運営しているところは問題ないと思いますが、そのほか20人、30人以下のところでは、保護者、それから、支援は大変苦勞しております。

そこでお尋ねですが、指定管理制度を受けなければ学童保育所は運営できないのでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 担当は。子ども未来課長。

○子ども未来課長（時津美穂君） 今の御質問に対して御回答いたします。

朝倉市内には、今15カ所の学童保育がございます。その中に今12カ所で指定管理を保護者がいただいております。その中で（「もうちょっと大きな声でお願いします」と呼ぶ者あり）公設民営が2カ所、そして、民設民営が1カ所ございます。今回は、公設民営でございます福田学童に対しての指導者の代表の指定管理を受けるところでございます。

指定の理由につきましては、学童保育の体制につきましては、児童の健全な育成に必要な適正な遊び及び生活の場を与えまして、その健全な育成を図るところが整えられております。

また、保護者会が運営を行う体制につきましては、これからの行政と市民との協働における理想的な形であると考えております。

また、子ども子育て支援の観点からにつきましても、これまで培ってきました親子、地域、子ども同士の触れ合いを大切にされた活動をこれからも維持していくことが将来の子育て支援に不可欠だと考えております。

○議長（浅尾静二君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（宮地ミドリ君） 指定管理でないといけないかということでございますが、事業主体は市でございますが、直営でやっているとところもありますし、通常の委託でや

ってるところもありますし、今回、御提案させていただいてる指定管理でというところもございませぬ。必ずしも指定管理ということではない。ほかの状況を見ますと、そういう状況でございませぬ。

○議長（浅尾静二君） 3番佐々木明子議員。

○3番（佐々木明子君） それで、福田学童保育所の保護者並びに支援員は、指定管理になることを希望なさったのでしょうか。

○議長（浅尾静二君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（時津美穂君） 福田学童の保護者のほうから応募いただいております、それを選定委員会に図らせていただいております。

○議長（浅尾静二君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

次に、第114号議案指定管理者の指定について（三連水車の里あさくら）を議題といたします。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） なければ、これをもって本件の質疑を終了いたします。

以上をもって、議案等の質疑を終了いたします。

これより議案等の委員会付託を行います。付託区分については、お手元に配付の付託表のとおりであります。御了承願います。

お諮りいたします。第92号議案については、会議規則第35条第3項の規定により、委員会付託を省略し、各常任委員会において御審査いただきたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（浅尾静二君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、20日午前10時から行います。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時45分散会